

つくる貧困

2010.11.7 火
▷2◁

11月下旬、釧路市武佐児童センター。ホールで遊ぶ子供たちの歓声が届く隣の部屋で、児童ら人が松ぼっくりを使ったクリスマスツリー作りで熱中していた。

「先生、こう？」
「こつちがちよつと違つ。ころやつて…」

笑顔でやさしく教えているのは、主任児童厚生員の田中真奈美さん(36)。釧路生まれ、育つた。

子供が好きで、専門学校へ通つて保育士の資格を取り、15年前から児童館で働くようになった。

1年契約の嘱託職員。主任になって7年目になる。「子供の成長は早い。それを見るのは楽しい。できればずっと続けたいと思う。

だが、それはかなわない。釧路市の嘱託職員の雇用期間は、同一ポストで10年と決ま

っているからだ。

余命数えるよう
一つの裁判がきっかけだった。1983年、1年ごとに再契約を繰り返し10年勤めた嘱託職員が雇止めになり、提訴した。市の職員組合も全面支援したが、敗訴。その後、市の内規に「10年まで」と明記された。田中さんは館長に昇格しなければあと3年で

『10年まで』
昇格してもその10年後は児童館の職を失う。「余命を数えながら仕事をしているみたいで…」
児童館職員の嘱託化を進めてきた市は2002年4月、最後の正職員だった館長20人を嘱託に切り替えた。その時、館長に昇格したベテラン5人



子供たちにクリスマスツリーの作り方を教える田中真奈美さん。職を失う不安を抱えながらの仕事だ。釧路市武佐児童センター

雇い止めの不安常に

が、田中さんより2年早く来年度末で期限を迎える。いずれも女性で、既婚者の50代と30代が各1人、独身の40代が3人。50代の館長はここにも拾ってもらえない年代になったとき投げ出される。私は夫が働いているからまだいいが、独身者はどうなるの

か」と同僚を尋ねる。
行政の意思優先
総務省の調査(08年)によると、全国では非常勤職員の雇用期間を設けていない自治体の方が多いが、設けている自治体では「2年超〜3年以内」「4年超〜5年以内」が

目立つ。釧路管内では釧路町も「10年まで」。総務省は「法律に期限は書かれていない。各自治体の自由」という。
民間企業の場合は1年契約でも長年更新していると「解雇権の乱用」とされて容易に雇止めできない。だが、自治体の嘱託・臨時職員は、

継続採用を前提とせず、民間と異なる「任用」という雇い方を理由に行政側の意思が優先される。事業主に賃金、福利厚生などで正社員並みの待遇を求めるパートタイム労働法も、公務の分限は適用されない。

連合北海道が09年、道と道内市町村の非正規職員約3200人にアンケートしたところ、雇い止めに対して7割が「非常に不安がある」「不安がある」と答えた。記述欄には「新年度が近づくと毎年、胸が締め付けられる思い」「(40代女性、一般事務)」「正職員に嫌われるとどうになるので、きちんとしたことが言えない」「(50代女性、保育士)など悲憤な声があふれた。

田中さんの年収は210万円余り。正職員と違い定期昇給はない上に財政再建のため削減され、15年前に比べ30万円ほど下がった。

正職員との大きな格差。その揚げ句、合理的な理由もなく勤続年数だけで職場から排除してしまう。そこには「官の責任」は何も見えない。